（様式第２号）

会　　議　　録

令和８年１０月２６日作成

会議の名称	令和８年度第４回島本町介護保険事業運営委員会		
会議の開催日時	令和８年１０月２１日（水） 午後２時～同３時５５分		
会議の開催場所	島本町役場　４階　議会第１会議室		
公開の可否	可・~~一部不可・不可~~	傍聴者数	０名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出席者	委員	明石委員（委員長） 前田委員　東田委員　赤木委員　北條委員 瀬野委員　仲野委員　渕本委員　金丸委員 佐脇委員	
	事務局	（健康福祉部）原山部長　根本次長 （高齢介護課）藪内課長　辻本係長 森山主査	
会議の議題	１．第１０期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画について ２．その他		
決定事項等			
審議等の内容	別紙のとおり		
配布資料	配布資料 【資料１】 第１０期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画案（素案） 【参考資料１】 島本町ケアマネアンケート結果報告書 【参考資料２】 【介護人材実態調査】集計結果 【参考資料３】 人口推計・認定者推計		

令和８年度第４回島本町介護保険事業運営委員会　会議録（要点筆記）

＜案件１　　第 10 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画について＞

（事務局から案件について説明）

【委員長】　第 10 期計画素案とケアマネジャー調査、介護人材実態調査について説明があった。質問や意見はあるか。

【委　員】　骨子案について３点伺いたい。１点目は、10 ページの図表 11 で高齢者夫婦のみ世帯が多い一方、21 ページの給食サービス、緊急通報装置、安全ボトル配布事業などでは、高齢者夫婦世帯を対象としていることが分かりにくい。高齢者夫婦世帯は、どちらかが寝たきりになることで生活上のリスクが高まり、虐待などにもつながりやすい。ひとり暮らしだけでなく、高齢者夫婦世帯への支援も明示すべきではないか。

２点目は、56 ページなどで 85 歳以上の高齢者を特に取り上げていることに違和感がある。本計画は 65 歳以上を対象とする計画であり、要介護率が高くなるとしても、特定の年齢を強調する書き方には不快感すら覚える。対外的にも説明できる記載なのか。

３点目は、71～72 ページの「新しい認知症観」に関する施策である。認知症の人がひとり暮らしを続けられるか、参加できるイベントや働く場をどう確保するかという議論が各自治体で進んでいるが、そうした新しい視点が見られず、一般的な内容にとどまっている。

【事務局】　高齢者夫婦世帯については、「ひとり暮らし高齢者等」の「等」に含めている。高齢者夫婦世帯であっても対象となるが、無条件ではなく、例えば寝たきりの方と同居している場合など、一定のリスクがある方に対象を絞っているため、このように記載している。

【委　員】　この書き方では、高齢者夫婦世帯が対象から除外されていると受け取られる。条件付きでも対象となるなら、丁寧に記載する必要がある。対象を細かく区切る表現だけでなく、より幅広く伝わる書き方にしないとやさしい計画とはいえないのではないか。

【事務局】　全ての要件を記載すると長くなるためまとめているが、記載方法を検討する。

85 歳以上の記載については、町の高齢化率が横ばい又は減少傾向にあることから、高齢者施策に問題がないと受け取られることがある。しかし、高齢者の年齢構成の変化によって介護需要は大きく変わり、特に高い年齢層の増加に応じてサービスの見込みを立てる必要がある。そのことを伝えるために記載している。

【委　員】　その説明を踏まえても、85 歳以上を強調する記載には賛同できない。年齢による区分の扱いについて、国でなされてきたこれまでの議論も踏まえるべきである。

また、介護保険は 40 歳以上の第 2 号被保険者も対象となる。若年性認知症など、65 歳未満の方への対応も計画に盛り込む必要がある。

【事務局】　年齢区分に関する議論について十分把握できていなかった。85 歳以上の記載をどうするか、表現も含めて検討する。

認知症施策についても、現在記載しているものは国の指針を踏まえた一般的な内容になっている。ご指摘を踏まえ、就労や社会参加などの取組内容をブラッシュアップし、次回お示ししたい。

【委　員】　67 ページの多様な居場所づくりについて、社協の生活支援コーディネーターやコミュニティカフェだけでなく、社協のボランティア活動も記載してはどうか。退職後の高齢者が役割を持って生き生きと活動し、認知症や軽度認知障害のある方も、周囲が気を配りながら一緒に参加している。

また、緊急通報装置は、ひとり暮らしの高齢者の緊急時に有効であると感じている。設置が増えていることはよいが、さらに周知できるとよい。

【事務局】　社協のボランティア活動は、居場所づくりや生きがいづくりの取組として記載できるよう、表現を検討する。

緊急通報装置については、以前、本委員会でいただいた提案を受け、ひとり暮らし高齢者の実態把握調査の送付時に案内を同封したところ、反響があり、利用者が増えた。潜在的なニーズは多いと考えられるため、今後もこの取組を続けていきたい。

【委　員】　ケアマネジャー調査報告書の 21 ページでは、認知症の方のケアプラン作成上の課題として、本人が介護サービスの利用を拒否することが約 71％と最も多くなっている。自身の家族の経験からも、必要なときにサービスを利用できるよう、本人、家族、ケアマネジャーの間でどう調整するかが大切と感じる。民生委員の見守りにも限界があり、本人が拒否する理由も含めて考える必要がある。

【委員長】　サービスの内容そのものを理解できていなかったり、他人が家に入ることへの抵抗、自分は人の世話にならないという思いなど、利用を拒否する背景には様々な事情がある。支援を求めたり受け入れたりすることが苦手な方への対応も、考えていく必要がある。

【委　員】　介護人材実態調査を実施し、人材の問題に目を向けていただいたことはありがたい。現場では、お金を積んでも人が集まらない状況にある。紙の求人では 60 歳代以上の応募につながることもあるが、インターネットでは紹介業者を介した採用となり、負担も大きい割に効果が薄い。

来月、町内の福祉事業所が参加する就職フェアのような企画を予定しているが、どれほど参加者が集まるか心配している。事業所の運営努力だけでな

く、町民の生活を守るため、町全体で人材を確保する視点が必要である。若年性認知症やヤングケアラーの課題とともに、人材の問題も計画に盛り込んでいただけるとありがたい。

【委員長】　外国人人材の受け入れについては、どのように対応しているか。

【委　員】　特定技能による受け入れはしていないが、社協から紹介された外国人を雇用している。仕事そのものはしっかりできる一方、日本語の読み書きや電話対応には難しさがあり、働ける期間にも限りがある。

【委員長】　現実には外国人人材にも頼らざるを得ない状況にある。川西市では、人材の確保、定着、資質向上を支える仕組みを設け、市が主体となって就職フェアを行っている。行政としても、法人の人材確保を何らかの形で支援する必要があるのではないか。府県が外国人人材の確保を主導している例もあり、こうした対応も考えていく必要がある。

【委　員】　介護福祉士養成校には、近くに養成校がない東北や四国などの自治体から求人が来ている。住居の支援などに予算を組み、市町村が主体となって新卒者を確保しようとしている。１人、２人でも採用できれば大きな力になるため、就職フェアに加え、地域を越えて養成校に直接働きかける方法も考えられる。

【委員長】　インターネットで動画を発信し、全国から人材を集めることに成功している例もある。単に求人条件を載せるのではなく、働く場の魅力をどう伝えるかが重要である。若い世代はスマートフォンで情報を得ており、従来の紙媒体だけでなく、ホームページや動画などを含めた広報戦略を考える必要がある。

【委　員】　参考資料３の人口推計について、町の人口は増加の時期が前倒しとなり、人口規模も推計より増えているのではないか。前回は若い世代の増加であるため要支援・要介護認定者数への影響は小さいとの説明であったが、収入面では 40 歳以上も介護保険の対象となるため、その点からも見直してはどうか。

また、67 ページの生きがいや役割を持つための場づくりについて、「緑と花いっぱいの会」が解散し、町内の緑化の状況も変わっている。集団での活動だけでなく、一人でこつこつ取り組みたい方もいる。費用をあまりかけずに参加できるボランティアなど、様々な形で活躍できる場を見つけられるよう支援してはどうか。

【事務局】　人口推計は、令和８年１月に政策部門が策定したものを使用しており、令和８年１月１日時点の人口を基に、駅前などの開発も見込んでいる。総人口の増加は若干前倒しになっている可能性があるが、高齢者人口は実績との乖離が大きくないため、第 10 期計画ではこの推計を採用したい。

40～64 歳の人口は総人口の変化の影響を受けるが、今回設定するのは 65 歳以上の第１号被保険者の介護保険料であり、高齢者人口が大きく変わらなければ、計画への影響は小さいと考えている。

【事務局】　「緑と花いっぱいの会」は長年、町の緑化に尽力いただいたが、会員の高齢化や減少により活動の維持が難しくなったと聞いている。一方、社協のボランティアセンターでは動画編集など新しい活動や個人の活動も生まれている。町としても、様々なボランティア活動を積極的に支援していきたい。

【委　員】　今後206戸のマンションが建つなど、開発が進んでいる。実際の人口と推計の差が大きくなると、推計の信頼性にも関わるのではないか。一度決めた数値を使い続けるのではなく、状況の変化に応じて柔軟に見直すことも必要と考える。

【事務局】　町として公表している推計を使用し、計画には基準となる時点や出典を明記することで、一定の信頼性は担保されるものと考えている。異なる数値を複数示すことで混乱を招く可能性もある。担当部門からは、開発も反映した人口推計と聞いている。

【委　員】　ケアマネジャーの仕事のやりがいに関する調査項目では、低い点数を付けた方から、業務や責任と報酬が釣り合わない、家族が遠方にいるだけで全てを任されるといった意見が出ている。支援を受ける方だけでなく、支援するケアマネジャーの現状や意見、特に、やりがいを感じにくい方の意見をもっと見ていかなければ、介護職がさらに減ってしまうのではないか。

【事務局】　ご指摘の通りである。今回の調査を３年前の調査と比較しても、ケアマネジャーの現場で精神的な疲弊が進んでいる傾向を感じている。行政として何ができるか考える必要がある。第10期計画では、ケアマネジャーのやりがいを成果指標の一つとして設定しており、やりがいを持って働けるよう、現場の意見も聞きながら対応を考えていきたい。

【委員長】　ケアマネジャーは介護保険サービスの入口であり、中核を担う存在である。大切に育てていく必要がある。

【委　員】　骨子案の39ページにあるひとり暮らし高齢者の登録台帳について、一人暮らしと考えられる高齢者に対して全戸配布された調査で、情報開示に同意した方の情報は民生委員に提供されているが、それ以外の方の情報は分からず、全容を把握できていない。今後はどのように情報共有する予定か。

【事務局】　従来は台帳登録を希望しても、民生委員への情報開示に同意しない方が一定数おり、本人の意向により共有していなかった。ただし、それでは台帳の運用に支障があるため、今年度からは、担当地区の民生委員及び消防本部と情報共有することを前提に登録していただく運用に変更した。今後は、登録された方の情報を担当地区の民生委員と共有する形となる。

【委　員】　ケアマネジャーの高齢化も心配している。経験を積んだ方への安心感はあるが、50～60歳代が多く、今後の退職による影響が懸念される。

また、ケアマネジャー調査報告書の７ページの、要望があっても提供しにくい、又は提供できないサービスについて、上位のサービスが提供できないのは、受け入れの余裕がないためか、ニーズが少ないためか。

【事務局】　上位４つの認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、町内に事業所がないためと考えている。今回の結果を踏まえ、町内の法人等にニーズを伝え、サービスの提供に向けた働きかけを行っていく。

【委　員】　67 ページの年長者クラブについて、府内全体で見ると島本町の活動は活発な方である。ただし、会員の自然減や世話役の高齢化があり、解散したクラブもあれば、新しく立ち上がったクラブもある。会員数が減ることだけを問題とせず、活動の中身をどうしていくかを考える必要がある。

参加したくても家から出られない方や、移動の事情で会場に来られない方もいる。参加者が興味を持てる行事を工夫しているが、人数などの数字だけでは分からない課題もつきつめていきたい。

【委員長】　15 ページの認知症高齢者の推計に比べ、26 ページの認知症対応型通所介護の利用実績は非常に少ない。町内に事業所がなく、町外のサービスを利用しているとのことだが、今後の認知症高齢者への対応を考えると、提供体制の充実が必要である。既存事業所への働きかけを考えているとの説明があったが、具体的にどのような対応を予定しているか。

【事務局】　認知症対応型通所介護を新たに単独で立ち上げることは難しいと考えている。既存法人の空きスペースや事業の転用、現在のデイサービスとの併用なども含め、幅広く検討していただけるよう働きかけたい。

次回お示しする介護サービス量の見込みでは、認知症対応型通所介護の利用見込みを増やして記載する予定である。

【委員長】　利用できる人数を大きく増やしていく必要がある。

【事務局】　必要なサービス量を確保できるよう、需要に応じた見込みを記載したい。

【委員長】　必要数を確保できるような形で、需要に合わせた見込みを記載してもらいたい。また、会議の冒頭で委員からご意見のあった、新しい認知症観や新しい認知症への対応についても、委員の皆さんと私も一緒に検討していきたい。ほかに意見はあるか。

【委　員】　新聞で、介護保険の基金残高が全国で約 1.1 兆円に膨らみ、自治体ごとの運営に課題があるとの記事を読んだ。手元で調べた限りでは、島本町も平成 28 年度から令和４年度にかけて残高が増えている。骨子案 55 ページの「介護保険事業の適正・円滑な推進」との関係で、次期介護保険料の算定時に基金をどのように扱うのか。

【事務局】　基金は、３年ごとの保険料設定時に、保険料をできるだけ抑えるために取り崩して活用している。第９期計画でも、保有していた基金の約９割を取り崩して充当しており、その後、各年度の剰余金などを積み立てている。

第 10 期計画でも同様に活用し、保険料をできるだけ抑えたいと考えている。一方、将来的に給付費が増えた際、保険料が急に上がることを避けるた

め、一部は残しておく必要がある。具体的な取扱いは、２月の会議で説明させていただく。

【委員長】　基金には、保険料の上昇を抑える役割と、予想外の支出に備える役割がある。全て取り崩すと、出すものがなくなってしまい、次の計画で保険料を大きく引き上げなければならない場合もあり、運用には難しさがある。

【委　員】　社会保険料の負担のあり方が議論されるなか、基金残高についても、今後さらに関心が高まると思う。

＜案件３　　その他＞

（事務局から案件について説明）

【事務局】　次回は 11 月 26 日（木）午前 10 時から、役場で第５回委員会を開催する予定である。本日いただいた意見や、今回未記載となっている内容を反映し、次回は計画素案の最終版をお示ししたい。

意見照会の様式をメールで送付するので、ほかに気づいた点があれば事務局に意見を寄せていただきたい。いただいた意見も踏まえて資料を作成する。

（閉会）